

# 基本方針 1 適切な森林資源管理の推進

分類ア 森林資源の保続

重点

## 行動計画 1 造林未済地対策

### (1) 背景・課題

- 道産木材の需要の増加により皆伐面積が高水準で推移する一方、造林意欲の低下等により皆伐面積が造林面積を上回る状況が続いており、造林未済地の解消が進まない状況。
- 新たな造林未済地の発生防止と、既存の造林未済地の解消を、地域関係者の連携により進める必要がある。

### (2) 行動内容

- 総合振興局と市町村が伐採情報の早期把握と共有を実施。
- 特に造林未済地が多い東部流域については、「網走東部流域人工林資源循環利用計画」に基づき、伐採量が同計画に定める水準を上回る場合は総合振興局が協議会に報告。
- 総合振興局と管内市町村が締結している「森林資源管理の取組に関する協定」に基づき、伐採指導・更新状況調査を連携して実施。
- 所有者の再造林コストを軽減するため、伐採と地拵の一貫施業など低コスト施業を推進。
- H27 に道が実施したアンケート結果を踏まえ、所有者への戸別訪問により植栽を推進。
- 森林組合が中心となって林地の流動化を促進。

行 動 内 容	実施年度					行動主体						
	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	流 域	木 材 業 界	関 係 団 体	市 町 村	振 興 局	国	
新たな造林未済地の発生防止	伐採情報の早期把握	<				>			○	○	○	
	人工林資源循環利用計画の伐採水準を超えた場合の情報共有	<				>	○				○	
	道と市町村との協定に基づく伐採指導	<				>				○	○	
	伐採後の更新状況調査	<				>			○	○	○	
	低コスト施業の推進	<				>			○		○	
既存の造林未済地の解消	アンケート調査結果に基づく造林の推進	<				>					○	
	林地流動化の促進	<				>			○		○	

関係団体：森林組合

### (3) 成果指標・目標

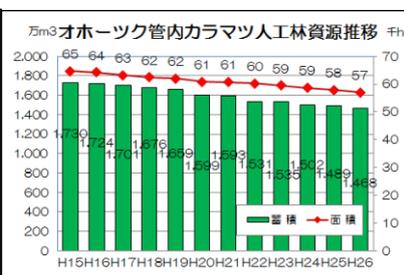
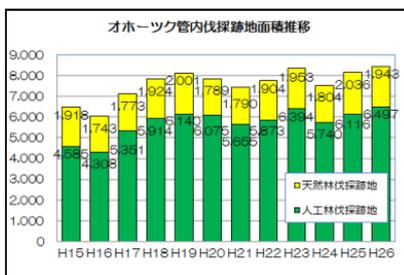
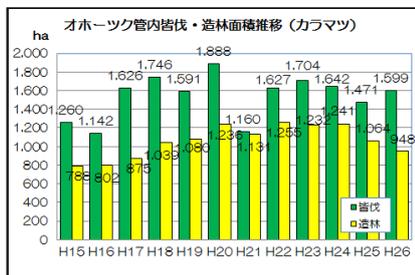
東部流域の一般民有林における伐採面積に対する造林面積の割合

現状値 (H26) 0.64 → 目標値 (H32) 1.00

## 参 考

### ◆オホーツク管内人工林資源の状況

- カラマツを中心に、造林面積が伐採面積を下回る状況が常態化しており、伐採跡地面積が高水準で推移。カラマツ人工林資源は面積・蓄積ともに一貫して減少傾向。



### ◆造林未済地の解消に向けた取組

- 網走東部流域人工林資源循環利用計画

道が策定した「北海道人工林資源管理方針（H20.4）」に基づき、平成20年8月、網走東部流域が「森林資源の保続が懸念される流域」に指定。同年10月、網走支庁（現オホーツク総合振興局）と流域内の市町村、林業・木材産業関係者等からなる「網走東部流域人工林資源循環利用協議会（以下「循環協議会」という）」を設置。

21年9月、循環協議会の検討内容を踏まえ、「網走東部流域人工林資源循環利用計画（以下「循環計画」という）」を策定し、カラマツ人工林について目指すべき伐採・造林量を設定（皆伐量 33万m³/yr 以下、造林量 1,170ha/yr 以上）。また、皆伐量が目標を超えた場合、循環協議会に報告を行い、必要に応じ対策を協議することとした。

なお、循環協議会については、網走東部流域森林・林業活性化協議会が林業・林産業関係者の協議の場として中心的な役割を果たしていること、両協議会の構成員の多くが重複することから、平成28年度に循環協議会を廃止。協議の場を活性化協議会に一本化し、より実効性の高い資源管理対策を推進する（循環計画は維持し、管理は林務課が実施）。

- 森林資源管理の取組に関する協定

現行の森林法上、伐採届出等の指導権限は市町村にあるが、資源管理は流域単位の取組が求められるため、伐採前の現地指導や伐採後の更新確認、植栽指導に関する協定を市町村と総合振興局が締結。道と市町村の連携による指導体制強化を図っている。

平成21年9月 東部流域2市9町と協定締結

（北見・網走・美幌・津別・斜里・清里

・小清水・訓子府・置戸・佐呂間・大空）

平成23年3月 西部流域1市5町1村と協定締結

（紋別・遠軽・湧別・滝上・興部・西興部・雄武）

森林資源管理の取組に関する協定書	
網走東部流域の各市町村（以下「甲」という。）と、北海道網走支庁（以下「乙」という。）は、充実した人工林の適正な資源管理や環境に配慮した森林施策が実施されるよう、次のとおり協定を締結する。	
（目的）	
第1条 この協定は、甲と乙がお互いに連携して、一般民有林森林資源の保続や環境保全の取り組みを実施することを目的とする。	
（取組内容）	
第2条 甲と乙が連携して、地域森林計画及び市町村森林整備計画等を踏まえながら、伐採前の現地指導や伐採後の適確な更新など、総合的な森林施策の指導を通じ、森林資源の適正な管理の推進に向けた取組を進めることとし、具体的な内容は別に定める。	
（協定期間）	
第3条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から平成22年3月31日までとし、期間満了の1ヶ月前までに当事者から更新しない旨の意思表示がないときは、本協定は同一条件により1年単位で更新されるものとする。	
（その他）	
第4条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。	
この協定の証として、本書12通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。	
平成21年9月28日	

行動計画2 適切な伐採量・造林量の検討

(1) 背景・課題

- 管内の人工林資源は、高齢級の資源が増加する一方で若齢級の資源が少なくいびつな齢級構成となっており、将来にわたる森林資源の循環利用に懸念。
- 森林資源の循環利用に向けては、伐採後の確実な造林（造林未済地対策）とともに、長期的な視点に立った伐採量・造林量の検討と、その実現に向けた実効性のある取組が必要。
- 適切な伐採量の実現には、川上から川下にいたる森林・林業関係者の合意に基づく取組が不可欠であり、それに向けた意識の醸成や意見交換を進める必要がある。
- 適切な伐採量の実現に向けては、計画的な伐採を進めるため森林経営計画の認定率向上が重要。
- 管内市町村では、市町村・総合振興局・森林組合・森林管理署（フォレスター）等からなる「市町村森林整備計画実行管理推進チーム」「森林経営計画作成推進班」を設置しており、伐採・造林指導、及び経営計画作成推進の実行組織として活動を行っている。

(2) 行動計画

- 人工林資源齢級構成の平準化にむけた地域別資源シミュレーションを実施。
- 資源シミュレーション結果や樹種別需給見通し等を踏まえ、市町村森林整備計画実行管理推進チームを中心に、地域における適切な伐採・造林量を検討。
- 上記検討結果を踏まえ、活性化協議会において適切な伐採・造林量の検討と合意形成、及び実現に向けた具体策の検討を実施。
- 森林経営計画作成推進班において森林経営計画の作成を推進。

行 動 内 容	実施年度					行 動 主 体						
	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	流 域	木 材 業 界	関 係 団 体	市 町 村	振 興 局	国	
適正な伐採量・造林量の検討	地域別資源シミュレーションの実施	↔									○	
	実行管理チーム等における伐採・造林量の検討	←			→			○	○	○		
	活性化協議会における合意形成・具体策の検討					↔	○				○	
森林経営計画認定率の向上	森林経営計画作成推進班における取組	←			→			○	○	○		

関係団体：森林組合

(3) 成果指標・目標

東部流域の一般民有林におけるカラマツ伐採量（皆伐）

現状値（H26） 40万m<sup>3</sup>/年 → 目標値（H32） 33万m<sup>3</sup>/年 以下

東部流域の一般民有林におけるカラマツ造林量

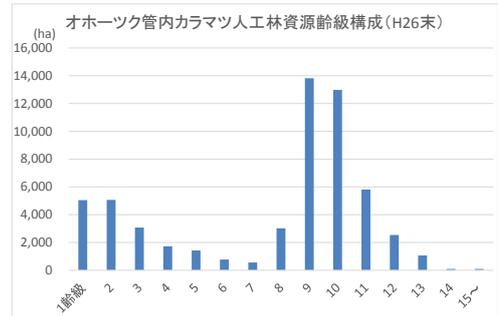
現状値（H26） 710ha/年 → 目標値（H32） 1,170ha/年 以上

## 参 考

### ◆網走東部流域のカラマツ人工林資源シミュレーションについて

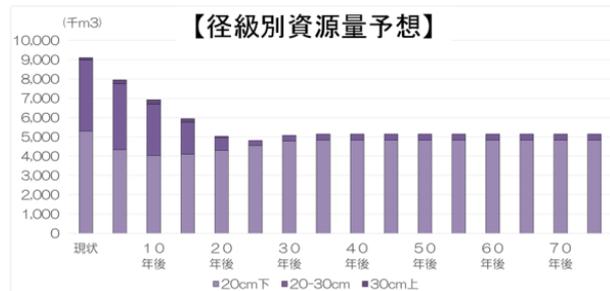
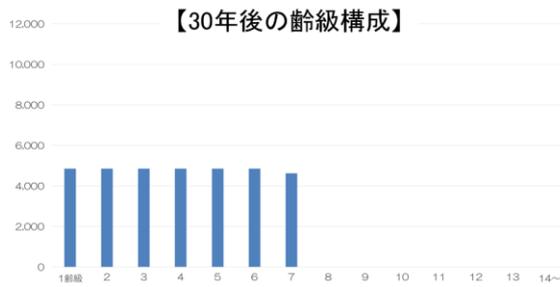
#### ＜オホーツク管内のカラマツ人工林齢級構成＞

戦後植栽された人工林の多くが成熟化し、伐期を迎える一方、若齢級資源が少なくいびつな齢級構成となっている。人工林資源の循環利用を進めていくためには、齢級構成の平準化に向けた適正伐採量・造林量の検討が不可欠。

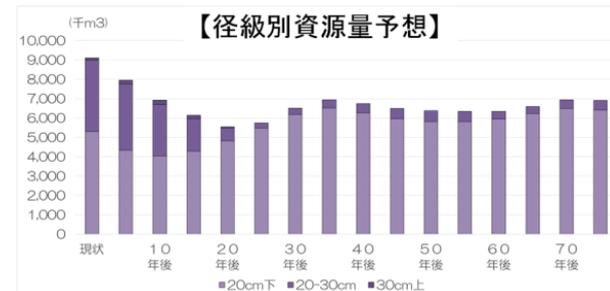
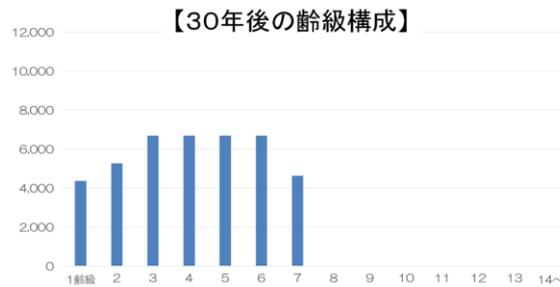


#### ＜網走東部流域カラマツ人工林資源シミュレーション＞

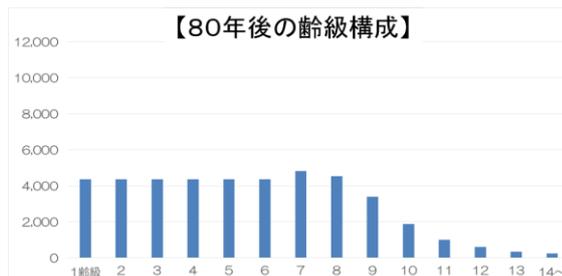
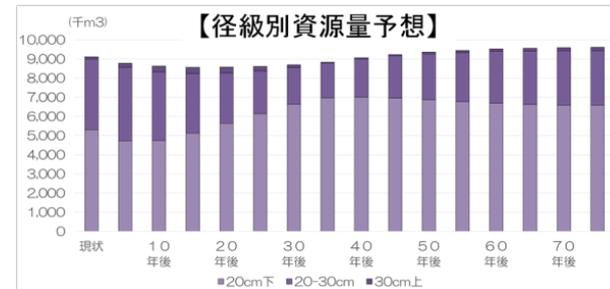
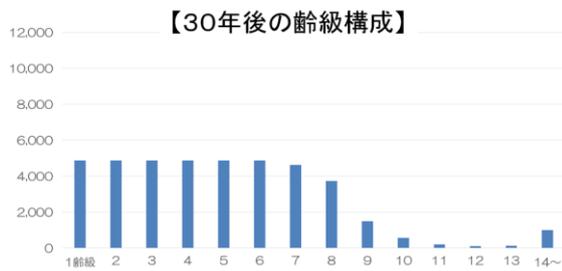
##### ○現状維持（皆伐面積 1,240ha/年・植栽面積 970ha/年）



##### ○植栽推進（皆伐面積 1,240ha/年・植栽面積 1,340ha/年）



##### ○伐採抑制（皆伐面積 870ha/年・植栽面積 970ha/年）



行動計画1 若者が林業に新規参入するための取組

(1) 背景・課題

- オホーツク管内の新規参入者は、近年 40 名前後で推移しており、林業労働者数としては増加傾向にあるが、素材生産と造林に区分すると、造林では平成 21 年度以降減少傾向にある。また、常用労働者のうち 40 歳未満の若年労働者比率は 28.2%で平成 21 年度の 30.5%と比べ減少している。
- 林業労働者は依然として高齢者割合が高いことや定着率が低いことから、特に減少傾向の造林に関しては、今後も新規参入者の確保が必要である。
- 就業希望者の多くは通年雇用を希望しており、技能を習得するまでに数年間の経験が必要であることから、就業条件の整備と研修事業等を積極的に活用して育成していく必要がある。雇用する側には労働力の再生産を見据え、単なる就労者の確保だけにとどまらず、人材育成の視点も求められる。

(2) 行動内容

- 行政がモデル的に地域の大学と連携し、学生が地域の林業の担い手となるよう新たなインターンシップ制度を創設し、その運営を民間へ移行する。
- 東京農大、北見工大等教育機関と地域ネットワークを構築し、林業の担い手の育成確保に係る情報・課題の共有を図る。
- 道が平成 27 年度に実施した林業担い手確保に係るアンケート結果等を林業事業体に提供し、求職者の求める就労環境、就業条件により近い、就労しやすい環境へ改善するよう促す。
- 労働以外の余暇を含めた地域の魅力を積極的に発信し、管外からの移住者確保を行う。
- 関係団体(北海道森林整備担い手支援センター)による各種研修制度の活用により林業労働者の技術・技能の向上を図る。

行 動 内 容		実施年度					行動主体					
		H28	H29	H30	H31	H32	流域	林業界	関係団体	市町村	振興局	国
教育機関との連携	行政主導のインターンシップ°	←		→				○	○	○	○	
	民間主導のインターンシップ°				←	→		○	○	○		
	教育機関等との地域ネットワーク構築	←				→		○	○	○	○	○
就労環境・条件の改善	求職者の求める就労条件の情報提供	←				→	○	○	○			
地域の魅力発信	労働以外の地域の魅力の発信	←				→		○	○	○		
人材育成	担い手支援センターの活用による研修	←				→		○	○		○	

関係団体：ハローワーク、教育機関、北海道森林整備担い手支援センター

(3) 成果指標・目標

常用労働者のうち 40 歳未満の若年者割合を約 3%増加

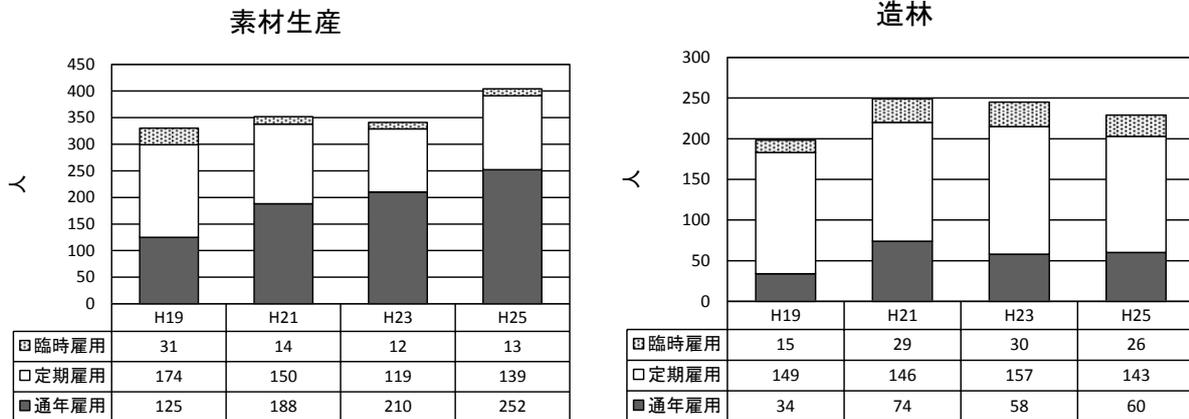
現状値 (H25) 28.2% → 目標値 (H32) 31.0%

## 参 考

### ◆オホーツク管内の林業労働者数の現状

#### ＜業種別林業労働者数の推移＞

素材生産については、「事業量の増加」・「年間を通じた事業」・「高性能林業機械の導入による省力化」などにより通年雇用が増加し労働者数は増加。一方造林については「事業期間が春期から秋期に限定」・「人力主体の労働のため定期・臨時雇用が主体」であることから労働者数は減少傾向。



### ◆教育機関との連携

#### ＜林業事業体と大学生へのアンケート結果＞

大学生による造林・保育のアルバイトの可能性を検討するため、オホーツク総合振興局で平成 27 年に林業事業体と東京農業大学生物産業学部学生を対象に、アンケート調査を実施。

#### ○調査概要

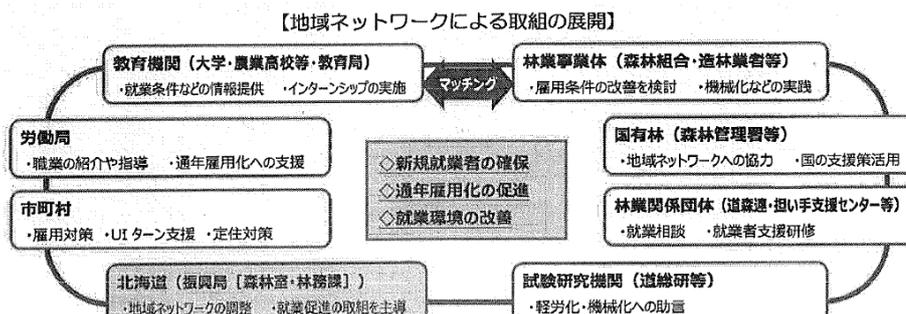
- ・林業事業体（造林・保育をする森林組合（下請け事業体含む）、道有林中核事業体）を対象に学生アルバイトの可能性や条件についてアンケート調査を実施（27 社回答）
- ・東京農大学生（林業就業支援講習参加者、育成作業実習参加者）を対象にアルバイトの条件や林業に対するイメージについてアンケート調査を実施（131 名回答）

#### ○結果概要

- ・回答した学生の約 8 割がアルバイトに従事又は従事予定。従事者の 5 割は一次産業に従事。
- ・事業体が提示するアルバイト賃金と学生の希望に大きな乖離なし。
- ・就業日は学生が大学の休日を希望しているのに対し、事業体は平日を希望。
- ・事業体の多くはチェーンソーや刈払機安全講習修了者を希望しており、学生の一部は資格あり。

#### ＜地域ネットワークの構築＞

北海道では平成 28 年度より、林業担い手の確保を進めるため、教育機関や地元の林業事業体、市町村など地域関係者のネットワーク化を進め、新規就業者の確保に向けた通年雇用化や就業環境の改善などを促進する取組を実施。管内においても、上記アンケートを活用しながら、東京農大や北見工大などの各教育機関を含めた協議会の形成を検討している。



**分類ウ 森林認証の取得促進**

**行動計画 1 適切かつ健全な管理が行われる森林認証の取得促進**

(1) 背景・課題

- 網走西部流域では、約32万ha、網走東部流域は、約31万haと、管内での森林認証面積はFSC及びSGECをあわせ63.1万haとなり全国最大規模の認証地域となっている。(平成27年12月末現在)
- 森林を適正に管理する方法として、森林認証の取得は有効な手法であり、これまでの取組で東西流域の認証率は伸びてきたが、その取得地は国有林・公有林・大規模森林所有者が中心である。

(2) 行動内容

- 網走東部流域では「森林認証を推進して地域興しを目指す協議会」、西部流域では「緑の循環森林認証で地域おこし協議会」での活動などにより、民有林の森林認証取得に向けた活動を実施する。

行 動 内 容		実施年度					行動主体					
		H28	H29	H30	H31	H32	流域	木材業	関係団体	市町村	振興局	国
森林認証の取得促進	民有林の取得に向けた普及PR	←				→	○		○	○		

関係団体：森林認証を推進して地域興しを目指す協議会、緑の循環森林認証で地域おこし協議会

(3) 成果指標・目標

管内の森林認証率 現状値(H27) 82% → 目標値(H32) 90%

**分類工 流域環境の保全**

**行動計画 1 流域環境保全に取り組む団体等と連携した森林保全活動や水土保全機能向上のための取組**

(1) 背景・課題

- 藻琴川及び網走川流域では河川環境の保全を目的として地元自治体、農業関係者、漁業関係者等による協議会が、また網走湖の水質環境の改善等を目的として国、道、地元自治体及び研究機関による協議会が組織され、水質環境の保全の取組が進められている。
- 平成24年度に「北海道林業事業体登録制度」が創設され、土砂流出を起こさないなど素材生産における自主的行動規範の実行を事業者に促している。
- 降雨時の河川汚濁の防止など流域環境の保全のため、地域の関係者の連携が必要であるとともに、素材生産などにおける土砂の流出については自主的に防止する必要がある。

(2) 行動内容

- 流域環境の保全を目的とした協議会等の取組に対し、流域活性化協議会構成員が協力するとともに、林業事業体への研修会等を実施し、流域環境への配慮について啓発する。

行 動 内 容		実施年度					行動主体					
		H28	H29	H30	H31	H32	流域	木材業	関係団体	市町村	振興局	国
環境保全を目的とした協議会等への参加協力		←				→			○	○	○	○
林業事業体への登録促進及び研修会等の実施		←				→		○			○	

(3) 成果指標・目標 設定しない

## 参 考

### ◆オホーツク管内の森林認証

○オホーツク管内所管別森林認証取得面積(平成27年12月末現在)

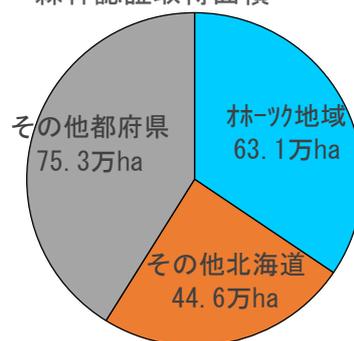
単位:ha

市町村名	所有区分	国有林	道有林	市町村有林	一般民有林	計
東部流域		243,166	41,904	8,977	12,482	306,530
西部流域		190,606	66,261	10,518	57,087	324,472
計		433,772	108,165	19,495	69,569	631,002
		69%	17%	3%	11%	100%

○全国の認証状況とオホーツク

森林認証制度は、行政や企業から独立した機関が、適切な森林管理や、持続可能な森林経営が行われている森林と、流通加工業者を審査、認証し、そこから生産・加工された木材や木製品に認証機関ごとに独自のマークをつけて、区別する制度です。

森林認証取得面積



違法伐採や、保護する価値の高い森林の伐採を防ぐために効果的な仕組みであり、平成27年12月現在、全国の森林認証面積は183万haあり、その約34%がオホーツク地域の森林となっています。

	認証森林面積 (万ha)		
	計*	F S C	S G E C
全 国	183.0	39.3	147.1
北海道	107.7	4.7	106.5
うち林-ツク地域	63.1	0.4	62.7

\*FSC及びSGECの重複取得分があるため、計と内訳は一致しない。

### ◆北海道林業事業体登録制度

道では、平成24年8月、関係法令等を遵守した適切な森林整備等の実施と労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成を図るため「北海道における適切な森林整備等の実施に向けた指針」を定め、「林業事業体登録制度」を設けた。

指針では、森林施業を森林所有者に代わり実施する林業事業体に、将来にわたり森林の恵みを楽しむことができるよう、森林法などの関係法令の遵守や林地の保全など環境への配慮を求めるとともに、森林の資源の循環利用を進めるためには、伐採跡地の適確な更新計画が必要となるとしている。

またオホーツク管内の林業事業体の登録数は、平成27年12月現在117社となっている。

### ◆流域環境の保全

これまで藻琴川、常呂川、網走川流域等での河川環境の保全を目的として活動してきた協議会のほかに、新たに網走川流域の農業・林業・水産業の関係団体、企業、行政機関、大学、研究機関が人的ネットワークを築き、持続可能な地域協働による人・産業・自然が共生する流域社会の構築を目指した「網走川流域の会」が平成27年3月に設立。地域住民との協働による環境保全の取組・情報発信を行っている。